新富町公告第 157号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第12条第１項の規定により令和８年７月27日付け新富町公告第130号で公告した新富町農業振興地域整備計画を、同法第13条第１項の規定により変更するので、同法第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の変更について理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に意見書を別途定める要領に基づき提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和８年11月20日までの間に町に対しこれを申し出ることができる。

令和８年10月６日

新富町長　　小　嶋　崇　嗣

１　新富町農業振興地域整備計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期間

自　令和８年10月６日

至　令和８年11月５日

２　新富町農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

新富町役場　農地管理課